

## 日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準の刷版、印刷工程の 一部改定について

日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準の工程「刷版」「枚葉印刷」「輪転印刷」におけるグリーン基準を下記のとおり改定する。

### 記

## 1. 改定の内容

### 「刷版」工程

グリーン原則 ②温暖化防止、省資源、有害物質・VOCの発生抑制に取り組んでいる  
グリーン基準 ・現像システムの環境負荷低減に取り組んでいること  
に次の基準を追加する。

#### (4) 環境配慮型セッターの使用

〈水準－1〉スリースター認定のセッターを使用（購入）していること

〈水準－2〉ワンスター認定以上のセッターを使用（購入）していること

### 「枚葉印刷」「輪転印刷」工程

グリーン原則 ①VOC発生を抑制している  
グリーン基準 ・VOC配慮型湿し水を使用していること  
を次の基準に改定する（下線部が改定部分）。

グリーン基準 ・環境配慮型湿し水を使用していること

グリーン原則 ①VOC発生を抑制している  
グリーン基準 ・VOC配慮型洗浄剤を使用していること  
〈水準－1〉スリースター認定の洗浄剤を使用（購入）していること  
〈水準－2〉ワンスター認定以上の洗浄剤を使用（購入）していること  
を次のように改定する（下線部が改定部分）。

グリーン基準 ・環境配慮型洗浄剤を使用していること

〈水準－1〉スリースター認定の洗浄剤・含浸型洗浄布を使用（購入）していること

〈水準－2〉ワンスター認定以上の洗浄剤・含浸型洗浄布を使用（購入）していること

## **2. グリーンプリンティング工場認定制度との関係**

本グリーン基準の改定は、G P 資機材認定制度における製版関連資機材の「環境配慮型セッター」の認定基準が設定されたこと、また環境配慮型洗浄剤に「含浸型洗浄布」が加わったことに伴い、見直しを図ったものである。グリーンプリンティング工場認定基準として本基準を運用する。

## **3. 改定日**

平成 2 5 年 4 月 2 5 日

## **4. グリーンプリンティング工場認定基準への適用日**

本改定のグリーンプリンティング工場認定基準における運用については、平成 2 5 年 1 0 月 2 5 日から適用する。

以 上